## 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律案新旧対照条文

国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)(附則第四条関係)	登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)(附則第三条関係)
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
•	•
• 5	1

_
$\overline{}$
傍線
部
分
は
改
正
部
分
$\smile$

			向上計画の認定は当該特許とみなす。	当業計計	兼計画の認定は 新地域旅客運送	一回の認定)の規定による新地域旅客運送事業計画の認定は当該許化及び再生に関する法律第三十条第三項(新地域旅客運送事業計	
性	よる速達	頃の規定によ	とみなされる場合における同法第五条第四項の規定による速達性	の活性	は地域公共交通	。 ) の規定による速達性向上計画の認定又は地域公共交通の活性	
٥	受けたも	業の特許を受		て同じ	►この号におい	条第六項において準用する場合を含む。以下この号において同じ	
第	<b>法第十条</b>	みなし、同さ	による速達性向上計画の認定は当該許可とみなし、同法第十条第	(同	<b>迷達性向上計画</b>	ける都市鉄道等利便増進法第五条第四項 (速達性向上計画) (同	
定	) の 規	おいて同じ。	おいて準用する場合を含む。以下この号において同じ。) の規定	合にお	とみなされる場	業又は第三種鉄道事業の許可を受けたものとみなされる場合にお	
ΙÊ	杀第六項	計画)(同名	合における同法第五条第四項(速達性向上計画)(同条第六項に	鉄道事	<b>坦事業、第二種</b>	道事業法等の特例)の規定により第一種鉄道事業、第二種鉄道事	
場	なされる	たものとみな	鉄道事業又は第三種鉄道事業の許可を受けたものとみなされる場	項 ( 鉄	号)第三十二条第一項(鉄	関する法律 (平成十九年法律第 号) 祭	
種	業第二	一種鉄道事業		再生に	週の活性化及び	一項(鉄道事業法の特例)又は地域公共交通の活性化及び再生に	
第	第九条	:第四十一号)	(注)都市鉄道等利便増進法 (平成十七年法律第四十一号)第九条第	九条第	<sub>第四十一号)</sub> 第	(注)都市鉄道等利便増進法 (平成十七年法律第四十一号)第九条第	
			鉄道事業への変更の許可			鉄道事業への変更の許可	
ĺÌ	の特許又	は軌道事業の	百二十 鉄道事業の許可、索道事業の許可若しくは軌道事業の特許又は	許又は	は軌道事業の特	百二十 鉄道事業の許可、索道事業の許可若しくは軌道事業の特許又は	
						一~百十九 (略)	
率	税	課税標準	指定又は技能証明の事項登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、	率	課 税標準 税	指定又は技能証明の事項登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、	
	ル 条 第 九 第 条 条	第十七条の三 第十九条、第二十5表(第二条、第五条、第九条、第		、 第 第 二 十 第	第十七条の三 第十九条、第五条、第二条、第五条、第五条、第五条、第五条、第五条、第五条、第五条、第五条、第五条、第五		
		行	現		案	改正	
分)	は改正部	(傍線部分は改正部分)					

関する法律第九条第三項 ( 軌道運送高度化実施計画の認定 ) される場合における都市鉄道等利便増進法第五条第四項の規定に 項若しくは第二項 (軌道法の特例) 若しくは第三十三条第一項 ( 例)又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十条第一 高度化実施計画の認定若しくは同法第三十条第三項の規定による 条第七項において準用する場合を含む。 よる速達性向上計画の認定又は地域公共交通の活性化及び再生に 軌道法の特例)の規定により軌道事業の特許を受けたものとみな 可とみなし、 都市鉄道等利便増進法第十条第一項(軌道法の特 )の規定による軌道運送 (同

新地域旅客運送事業計画の認定は当該特許とみなす。

百二十一~百二十四 (略)

 $(\frac{1}{2})$ 

(四)

(略)

百二十五 道路運送事業の許可又は事業計画の変更の認可

注)地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十五条 (道路運 路運送高度化実施計画の認定)(同条第七項において準用する場 の認可と、同法第二十三条第一項 (道路運送法の特例) 又は第三 る新地域旅客運送事業計画の認定は当該許可又は事業計画の変更 法第三十条第三項 (新地域旅客運送事業計画の認定) 合を含む。 を受けたものとみなされる場合における同法第十四条第三項 (道 送法の特例) 又は第三十四条第一項 (道路運送法の特例) の規定 十四条第二項の規定により事業計画の変更の認可を受けたものと によりー 般旅客自動車運送事業の許可又は事業計画の変更の認可 )の規定による道路運送高度化実施計画の認定又は同 の規定によ

> $(\frac{1}{2})$ · (四) (略)

(略)

略)

略)

略)

百二十一~百二十四 (略)

百二十五 (注) 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律 (平成十七年 す。 認定)の規定による総合効率化計画の認定は、当該許可とみな 般貨物自動車運送事業の許可を受けたものとみなされる場合にお 第十一条第一項 (貨物自動車運送事業法の特例) の規定により一 法律第八十五号。以下「流通業務総合効率化促進法」という。) ける流通業務総合効率化促進法第四条第一項(総合効率化計画の 道路運送事業の許可又は事業計画の変更の認可

(注)地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十条(海上運送法の特例)又は第三十五条第一項(海上運送法の特例)の規定により一般旅客定期航路事業の許可を受けたものとみなされる場合における同法第十九条第三項(海上運送高度化実施計画の認定とは、当該許可とみなす。 別定による新地域旅客運送事業計画の認定とは、当該許可とみなす。 別記による新地域旅客運送事業計画の認定とは、当該許可とみなす。 別記による新地域旅客運送事業計画の認定とは、当該許可とみなす。 別記による新地域旅客運送事業計画の認定とは、当該許可とみなす。 別記による新地域旅客運送事業計画の認定とは、当該許可とみなす。 日本 の	百二十五の二〜百三十二(略)	(略) (略) (略)	計画の認定)(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定による総の許可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項(総合効率化計画の認定と、流通業務総合効率化促進法」という。)第十一条第一項(貨物自動車運送事業法の特例)の規定による新地域旅客運送事業計画ので、流通業務総合対率化促進法」という。)第十一条第一項(貨物自動車運送事業法の特例)の規定による新地域旅客運送事業計画のの許可を受けたものとみなされる場合における流通業務の総合化及の許可を受けたものとみなされる場合における流通業務の総合化及の許可を受けたものとみなされる場合における流通業務の総合化及の許可を受けたものとみなされる場合における流通業務の総合化及の許可を受けたものとみなされる場合における流通業務総合効率化促進法第四条第一項(総合効率化計画の認定とよる総合対象化計画の認定は当該許可とみなす。
百三十三船舶運航事業の許可	百二十五の二~百三十二(略)	(略) (略) (略)	

百三十四~百五十八(略)	(一) (二) (略)
	略)
	(略)
百三十四~百五十八(略)	(一)(二)(略)
	(略)
	(略)

(傍線部分は改正部分)

	2~4 (略)
2~4 (略)	ち国土交通大臣の行う処分等に係るものを処理する。
交通大臣の行う処分等に係るものを処理する。	法律第二百三十一号)の規定により同審議会に諮ることを要する事項のう
二百三十一号)の規定により同審議会に諮ることを要する事項のうち国土	法 ( 昭和二十六年法律第百六十一号 ) 、港湾法及び航空法 ( 昭和二十七年
和二十六年法律第百六十一号)、港湾法及び航空法 (昭和二十七年法律第	号)、内航海運組合法(昭和三十二年法律第百六十二号)、港湾運送事業
内航海運組合法 (昭和三十二年法律第百六十二号)、港湾運送事業法 (昭	四年法律第百八十七号)、内航海運業法(昭和二十七年法律第百五十一
法律第百八十七号)、 内航海運業法 ( 昭和二十七年法律第百五十一号 )、	物自動車運送事業法 ( 平成元年法律第八十三号 ) 、海上運送法 ( 昭和二十
動車運送事業法 (平成元年法律第八十三号)、海上運送法 (昭和二十四年	年法律第 号)、道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)、貨
律第四十一号)、道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)、貨物自	律第四十一号)、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九
道法 ( 大正十年法律第七十六号 ) 、都市鉄道等利便増進法 ( 平成十七年法	道法 (大正十年法律第七十六号)、都市鉄道等利便増進法 (平成十七年法
第十五条 運輸審議会は、鉄道事業法 (昭和六十一年法律第九十二号)、軌	第十五条 運輸審議会は、鉄道事業法 (昭和六十一年法律第九十二号)、軌
(所掌事務等)	(所掌事務等)
現	改正案